

TOTOグループ 製品含有化学物質管理基準

第 8.2 版

制定：2010 年 4 月

改定：2025年 6月

TOTO株式会社 サプライチェーン本部

TOTO

【目次】

1. 本基準の目的
2. 適用範囲
3. 用語の定義
4. 化学物質管理基準
5. サプライヤー様への要請事項
6. 提出様式、及び付表一覧
7. 改定履歴

1. 本基準の目的

本製品含有化学物質管理基準は、TOTOグループが販売する製品（以下「販売製品」）を構成する部品・材料への含有が規制される化学物質について管理基準を明確にし、サプライヤー様に順守いただきたい事項について、確実にご協力いただくことで、TOTOグループ製品の法令順守、環境負荷低減を実現し、お客様へ安心・安全な商品をお届けすることを目的としています。

2. 適用範囲

この基準はサプライヤー様からTOTOグループに納入される製品やサービス（以降納入品）に関して、全てのTOTOグループの製品および、製品を構成する部品・材料（以下、「部品等」という）を適用範囲とし、具体的には下記(1),(2),(3)に含まれる化学物質の管理に適用いたします。

(1) 製品

- ① TOTOグループが事業活動において、有償もしくは無償で顧客や消費者へ引き渡す物品
- ② TOTOグループが第三者に設計・製造を委託し、TOTOグループの商標を付して販売する物品、及び他社へ製造委託したものでTOTOグループの商標を付して販売する物品（いわゆる OEM 製品）
- ③ TOTOグループが第三者から設計・製造の委託を受けた物品（ただし、当該第三者から指定された部品・材料は除く）

(2) 部品・材料

上記「2. (1) 製品」に示す製品に使用する部品、材料、その他物品を対象といたします。

- ① 部品、機能ユニット（補修用を含む）
- ② 原材料
- ③ 取扱説明書、保証書、ラベルなど製品に同梱される印刷物
- ④ 副資材 （3-12 で定義する副資材のうち、生産設備に使用される潤滑剤や機械油など製品への残留の可能性が極めて低いものは対象外といたします）

(3) 包装材

TOTOグループが販売する製品の包装材（包装箱、ビニル袋、粘着テープなど）、及び輸送のための包装材料（パレット、シュリンクフィルムなど）を対象といたします。

ただし、以下のものは除きます。

- 輸送業者の管理下にあつて、TOTOグループ内、もしくは顧客や消費者から排出されることなく、回収、再使用される通函等の包装材
- 弊社への納入品の納入時のみに使用される包装材・梱包材

3. 用語の定義

本基準書では、以下のとおり用語を定義いたします。

1) 禁止物質

条約や法規制によって、製品や部品等への意図的な添加が禁止、あるいは規制値を超えての含有が禁止されている物質で、TOTOグループとして対象地域や用途等の限定を設けずに製品や部品等への使用を禁止する物質。

2) 制限物質

法規制により含有量または濃度が制限、あるいは特定用途での含有が禁止または制限されている物質で、TOTOグループとして対象国・地域や用途など適用範囲を限定して製品や部品等への使用を禁止する物質。

3) 監視物質

製品や部品等に含有する場合、法規制等により表示もしくは開示が要求される物質、もしくは使用の禁止や制限が国際条約や各国法規制等で検討されておりTOTOグループとしても将来禁止物質や制限物質に指定する可能性が高い物質。

4) ホルムアルデヒド・4VOC放散に関する基準への適合材料

建築基準法(日本)で規制される建築材料においてホルムアルデヒドの放散量がJIS・JAS規格に基づく等級分類でF☆☆☆☆に相当する性能のもの、および4VOC(トルエン・キシレン・エチルベンゼン・スチレン)の放散量に関し「建材から放散するVOCの自主表示に関する検討会(事務局:(一社)日本建材・住宅設備産業協会)」が定める「建材からのVOC放散速度基準」に適合し「4VOC基準適合」の表示が認められた建築材料。

5) 含有

特定の化学物質が、製品や部品等に含まれるすべての状態を示します。

例えば、次のような状態を指しますが、それに限定されるものではありません。

- ① 対象物質が意図的に添加されることにより含有する状態
- ② 不純物・副生成物としてとして含有する状態
- ③ 製造工程で使用され、最終的に市場に出荷される製品や部品等に対象物質が残留、または付着した状態

6) 意図的添加

当該物質を製品や部品等に対して、性能、機能の向上や外観、品質の向上を図ることを目的として、意図的に添加すること。また、製造工程等で当該物質が使用され、最終的に市場に出荷される製品や部品等に含有することが明らかな場合も意図的添加といたします。

7) 不純物・副生成物

- ・不純物 :天然素材中に含有され、工業材料としての精製過程で技術的に除去しきれない物質
- ・副生成物 :合成反応の過程で生じ、技術的に除去できない物質

8) 規制値

法令等により、有害物質の含有を許容する限界の値。製品含有化学物質においては、一般的に含有濃度で定められます。

9) 含有濃度

適用する法規制によって定められた単位の質量を分母として、そこに含まれる化学物質の質量から求められる質量濃度

10)均質材料

機械的に異なる材料に分解できない材料。
均質材料の例を参考資料1に示します。

11)包装材単位

廃棄する際に容易に分解できる程度の単位。
例えば、粘着テープは基材と粘着層に分ける必要ないが、段ボールに接着している場合は段ボールとテープの各々を包装材単位として取り扱います。また、包装材にはインキも含むが、段ボールに印刷されているマーカーペンのインキや各種のインキ類については段ボールを包装材単位として取り扱います。包装材単位の例を参考資料2に示します。

12)副資材

製品の製造工程で使用されるグリス、はんだ材料、洗浄剤、接着剤などの部材、および製品に同梱され施工用や補修用材料として使用される粘着テープ、シーリング材料、接着剤、補修剤などの部材。

4. 化学物質管理基準

TOTOグループは確実な製品含有化学物質保証を実施することを目的として、化学物質管理基準を定め、管理区分に応じた含有化学物質管理を行っています。

条約・法規制等で規制される化学物質の追加等や、留意すべき条約・法規制の新たな制定・改正等に応じて、TOTOグループとして管理対象とする化学物質も追加・更新し、その内容は適宜サプライヤー様にお伝えいたします。常に最新の情報に基づき、管理いただきますようご注意ください。

最新の管理物質一覧は別掲「禁止物質・制限物質等リスト」をご確認ください。

4-1) 禁止物質

国際条約や複数の国・地域で類似の規制が行われ、グローバルで統一した基準で使用の禁止や制限値管理を行うべきと判断される物質や主要な市場で使用を制限されている物質を「禁止物質」に定め、TOTOグループの製品および製品を構成する部品等においては意図的な添加を禁止いたします。また、法的含有規制値のあるものについては、意図的、非意図的を問わず、規制値を超える含有を禁止いたします。

対象となる物質および法的含有規制値については別掲「禁止物質・制限物質等リスト:付表1」をご参照ください。

また、選定判断の基となる代表的な条約・法規制は以下の通りです。

国・地域	参照法令
国際条約	・残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約) 附属書 A (廃絶)・附属書 B (制限)・附属書 C (非意図的生成物) ・オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書 ・水銀に関する水俣条約 ・国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC 条約) 附属書 III (禁止・制限される物質)
日本	・化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(以下、化審法)) 第 1 種特定化学物質(製造、輸入禁止物質) ・特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(以下、オゾン層保護法) 特定物質 ・労働安全衛生法第55条(以下、安衛法) 製造禁止有害物質 ・建築基準法

	禁止物質 ・毒物及び劇物取締法（毒劇法）で定める毒物・劇物 ・有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（家庭用品規制法）
EU	・POPs規則 附属書Ⅰ（禁止物質）・附属書Ⅱ（制限物質）・附属書Ⅲ（削減物質） ・オゾン層破壊物質規則 ・化学物質の登録、評価、許可、制限に関する規則（REACH 規則） 附属書ⅩⅦ（制限物質）
米国	・オゾン層破壊物質に関する環境税 ・大気浄化法タイトルⅥ成層圏オゾン層保護 ・有害物質規制法（Toxic Substances Control Act: TSCA）

4－2）制限物質

法規制等により、特定の国・地域や特定用途に限定して使用の禁止や含有量の制限が行われている化学物質のうち、禁止物質に含まれない物質を「制限物質」に定め、対象国・地域や用途など適用範囲を限定して製品や部品等への使用を禁止いたします。

対象となる物質は別掲「禁止物質・制限物質等リスト：付表2」をご参照ください。

また、選定判断の基となる代表的な条約・法規制は以下の通りです。

- ・電気・電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限（各国 RoHS 規制）
EU、中国、韓国、中東、東南アジア諸国等
- ・包装材に含まれる重金属等の使用制限
米国、EU、中国、韓国等
- ・化学物質の登録、評価、許可、制限に関する規則（REACH 規則） 附属書ⅩⅦ（制限物質）

4－3）監視物質

監視物質については、法的要求事項等に従い、TOTOグループに納入される部品や材料等への含有情報や安全データシート（SDS）を管理するとともに、TOTOグループが顧客に提供する製品についても「監視物質」の含有状況を把握し、法規制等の要求に基づく対応が行われるよう、運用基準を定めて監視および管理を行います。

TOTOグループに納入される部品や材料等への含有を現時点で制限するものではありませんが、人体や環境等へ負の影響が懸念される物質の為、将来的には使用量の削減や代替物質への置換をすすめるものであり、法令等に定められた事項に従って含有情報の把握・報告を行う必要があります。

各法令等での情報提供を求められる物質やその用途の更新に応じて、当該化学物質の含有情報の提供をお願いいたします。

対象となる物質のうち、REACH 規則で定める高懸念物質(SVHC: Substances of Very High Concern)につきましては、下記、欧州化学品庁(ECHA)のWebサイトに掲載されているリストをご参照ください。(毎年 1・7 月頃更新)

＜Candidate List of substances of very high concern for Authorization＞

<https://echa.europa.eu/candidate-list-table>

それ以外の対象となる物質は含有情報の提供をお願いする必要が生じた際に、都度ご連絡いたします。

また、選定判断の基となる代表的な条約・法規制は以下の通りです。

国・地域	参照法令
国際条約	・国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC 条約) 附属書Ⅲ(対象物質)
日本	・化審法 第2種特定化学物質 ・資源有効利用促進法(J-MOSS)
EU	・REACH 規則 高懸念物質(SVHC: Substances of Very High Concern) ・有害化学物質の輸出入に関する規則(PIC 規則) 附属書 I (対象物質)
米国	・カリフォルニア州 安全飲料水および有害物質取締法(プロポジション 65)

4-4)ホルムアルデヒド・4VOC 放散に関する基準への適合材料

TOTOグループが日本国内で販売する製品を構成する木質建材等は、ホルムアルデヒドF☆☆☆☆相当および4VOCの適合の適合材料であることを求めます。

ホルムアルデヒドF☆☆☆☆と4VOC(トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン)、それぞれで運用基準を定めています。

ホルムアルデヒドと4VOC対応の空間・部位・材料からの考え方及び告示対象建築材料及び4VOC表示対象建築材料については別掲「禁止物質・制限物質等リスト:付表4」をご参照ください。

5. サプライヤー様への要請事項

5-1) 管理レベルに応じた含有化学物質管理及び順守

サプライヤー様におかれましては、最新版の弊社化学物質管理基準の順守徹底をお願いするとともに、納入品について、当基準を満足していることを確認・保証していただきます。

併せて、貴社のサプライヤー様や二次以降サプライヤー様にも弊社製品含有化学物質管理基準を伝達し、基準順守の徹底をご指示ください。

また、製品含有化学物質管理基準が改定され新たに物質が追加された場合や、特定の国・地域の条約・法規制が改正された場合など、既に取り交わしている不使用保証では内容が不足されると判断された場合には改めて、その不使用を保証していただきます。

5-2) 製品含有化学物質管理体制の構築・維持

弊社の管理基準への継続的な順守を行い、納入品に禁止物質・制限物質が含有しないよう、貴社にあった製品含有化学物質管理体制の構築・運用をお願いいたします。製品含有化学物質管理体制の構築に際してはアーティクルマネジメント推進協議会(JAMP)が発行した「製品含有化学物質ガイドライン」などをご参照ください。

管理体制確認のため、定期的に自主点検を実施いただき、不備な項目については改善をお願いいたします。

また、各国 RoHS 対象品を納入いただいているサプライヤー様は、必要に応じて弊社より提供する「化学物質リスクアセスメントセルフチェックシート」を通じて、製品含有化学物質管理体制構築状況を確認させていただきます。

5-3) 提出書類

納入品に禁止物質や制限物質が規制値以上に含有していないことを示す、もしくは法令等の要求事項に合していることを示す文書として不使用保証書及び各種書類をご提出いただきます。

TOTO グループからの要請がありましたら、必要事項を記入し、要求期日までにご提出ください。

各管理区分の提出物一覧は下記をご参照ください。

<提出書類一覧>

管理区分	対象	要求	提出書類
禁止物質	TOTOグループが販売する全製品・部品・原材料	意図的な添加の禁止	禁止物質及び制限物質の不使用保証書(様式 1・タイプ A)

制限物質	TOTOグループが指定する製品・部品・原材料	規制値を超えた含有を制限	・禁止物質及び制限物質の不使用保証書（様式 1・タイプB） ・製品構成材料リスト ・成分分析表(分析データ) ※「製品構成材料リスト」と「成分分析表(分析データ)」の書式指定なし。
	EU 域内の RoHS 指令対象外の製品・部品・材料	規制値を超えた含有を制限	禁止物質及び制限物質の不使用保証書（様式 1・タイプC）
	EU 域内と米国で規制される 包装材	規制値を超えた含有を制限	・禁止物質及び制限物質の不使用保証書（様式 1・タイプD） ・製品構成材料リスト ・成分分析表(分析データ) ※「製品構成材料リスト」と「成分分析表(分析データ)」の書式指定なし。
	各国の RoHS 指令対象の製品・部品・材料	規制値を超えた含有を制限	禁止物質及び制限物質の不使用保証書（様式 1・タイプ E）
	米国で規制されている製品・部品・材料	規制値を超えた含有を制限	禁止物質及び制限物質の不使用保証書（様式 1・タイプ F）
監視物質	高懸念物質 (Substances of Very High Concern)	0.1wt%以上含有する場合、要報告	含有濃度および含有量を報告 ※定型フォーム無 (chemSHERPA 等のツールの使用を推奨)
	その他個別の法令等で要求される物質	個別の依頼書で規定	個別の依頼毎に、依頼事項や提出書類をお伝えいたします
適合材料	日本国内で販売する居室及び居室に相当する空間に設置する製品	目標値以下	<ホルムアルデヒド F☆☆☆☆> ・ホルムアルデヒド F☆☆☆☆適合申請書 ・目標値以下であることを証明する書類 <4VOC> ・4VOC 基準適合申請書 ・目標値以下であることを証明する書類

5-4) 製品含有化学物質に関する情報の提供

確実な製品含有化学物質の管理・保証のためには、サプライチェーン全体で製品含有化学物質に関する情報を正しく伝達する必要があります。

上記で規定されている物質以外についても、各国・地域の法的要求や、弊社顧客からの要求により、特定の化学物質の含有の有無や含有量などの情報提供をお願いする場合がございます。弊社から不使用保証書等の提出依頼や調査報告依頼があった場合は、速やかな提出・含有調査にご協力をお願いいたします。

5-5) 製品含有化学物質に関する変更時の管理

TOTOグループへの納入品について、製品含有化学物質管理や、含有成分に変動・影響を与えるような工程変更や材料変更が見込まれる場合は、事前に変更検討依頼の提出を行い、変更内容についての承認が必要となります。変更検討に必要な場合、含有化学物質の情報を再提出いただく場合もございます。

また、以下のような弊社要求事項の変更に際しTOTOグループが必要と判断した場合は、全ての納入品または特定の納入品について、含有化学物質情報の再調査及び結果の再提出をお願いすることがございます。

- 例1) 「TOTOグループ製品含有化学物質管理基準」の改定
- 例2) 法令の改正や新規制定
- 例3) 顧客要求の変更や追加

6. 提出様式、及び付表一覧

参考資料1	均質材料の例
参考資料2	包装材単位の例
様式1・タイプA	禁止物質及び制限物質の不使用保証書（禁止物質）
様式1・タイプB	禁止物質及び制限物質の不使用保証書（全ての制限物質）
様式1・タイプC	禁止物質及び制限物質の不使用保証書（制限物質（欧州・RoHS対象外製品））
様式1・タイプD	禁止物質及び制限物質の不使用保証書（制限物質（包装材欧州・米国向け製品））
様式1・タイプE	禁止物質及び制限物質の不使用保証書（制限物質（各国RoHS対象部品））
様式1・タイプF	禁止物質及び制限物質の不使用保証書（制限物質（米国向け製品））
様式2	ホルムアルデヒドF☆☆☆☆適合申請書
様式3	4VOC基準適合(木質建材)に関する適合申請書

以下の付表は別掲「禁止物質・制限物質等リスト」をご参照ください。

付表1	禁止物質リスト
付表1－2	禁止物質例示物質リスト
付表2	制限物質に関するEU運用基準例示物質リスト
付表2－2	発生してはならない特定アミン一覧
付表2－3	制限物質に関するEU運用基準規制対象特定用途リスト
付表2－4	制限物質に関するEU運用基準適用除外リスト
付表3	ホルムアルデヒドと4VOC対応の空間・部位・材料からの考え方
付表3－2	告示対象建築材料及び4VOC表示対象建築材料一覧
付表3－3	4VOCに関する運用基準適用除外リスト
付表3－4	木質建材構成部材の4VOC基準適合証明の種類
付表4	制限物質に関する米国運用基準例示物質リスト

7. 改定履歴

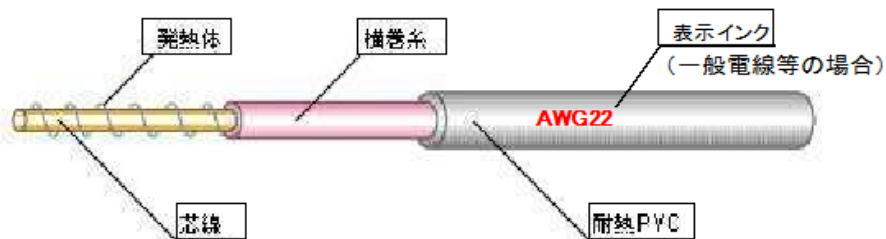
制定:2010 年 4 月

改定年月	版数	改定内容
2011 年 4 月	第 2 版	社内規定改定に伴う全面見直し
2013 年 6 月	第 3 版	組織名及びG会社統合に伴う社名変更
2017 年 4 月	第 4 版	法改正に伴う禁止物質の追加
2018 年 5 月	第 5 版	法改正に伴う禁止物質の追加
2021 年 6 月	第 6 版	法改正に伴う禁止物質・制限物質の追加
2022 年 1 月	第 7 版	要請事項の明確化を意図した構成・レイアウトの全面見直し 資料名の変更(旧)化学物質管理基準(製品版)
2024 年 7 月	第 8 版	禁止物質、制限物質の追加 禁止物質及び制限物質の不使用保証書のタイプの見直し
2024 年 9 月	第 8.1 版	「6. 提出様式、及び付表一覧」の記載文言修正
2025 年 6 月	第 8.2 版	様式 1・版数変更(4版⇒5版)に伴う差替え(タイプ B、C、D 誤記修正)

<参考資料1:均質材料の例>

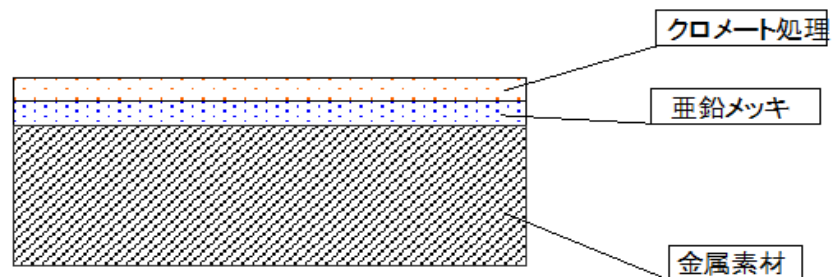
【事例その1】ヒーター線

構成部位: 芯線、発熱体、横巻糸、絶縁体、表示インク



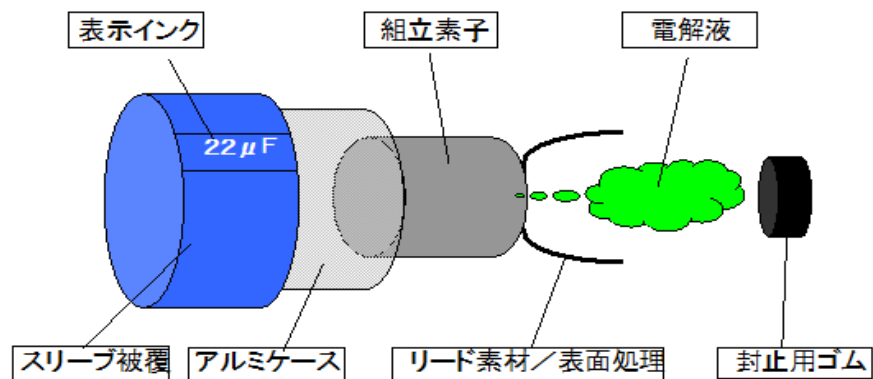
【事例その2】金属素材へのメッキ

構成部位: 金属素材、亜鉛メッキ、クロメート処理

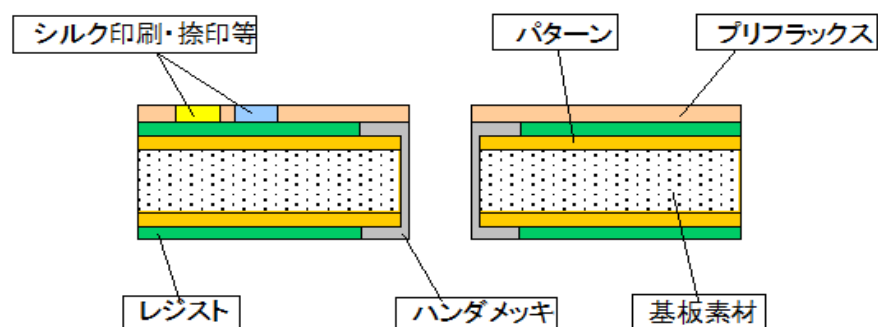


【事例その3】アルミ電解コンデンサの場合

構成部位: スリーブ被覆、表示インク、アルミケース、組立素子、リード素材、リード素材への表面処理、電解液、封止用ゴム



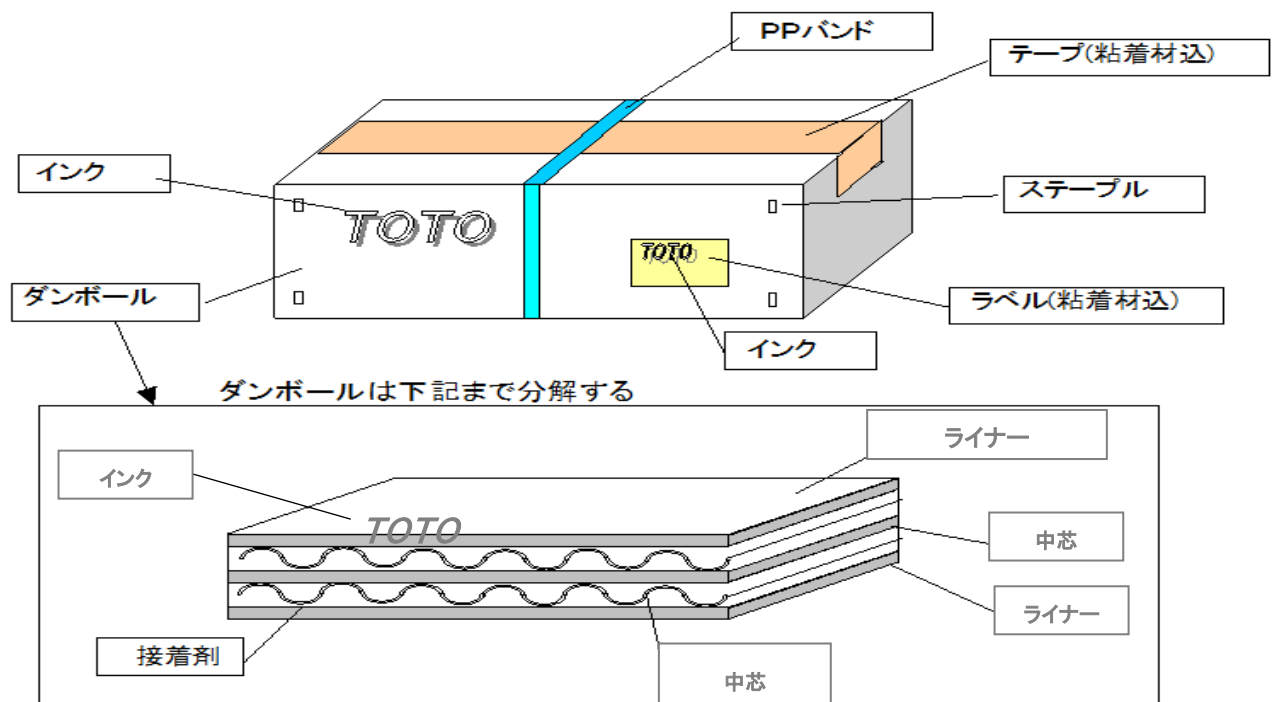
【事例その4】プリント基板の場合



<参考資料2:包装材単位の例>

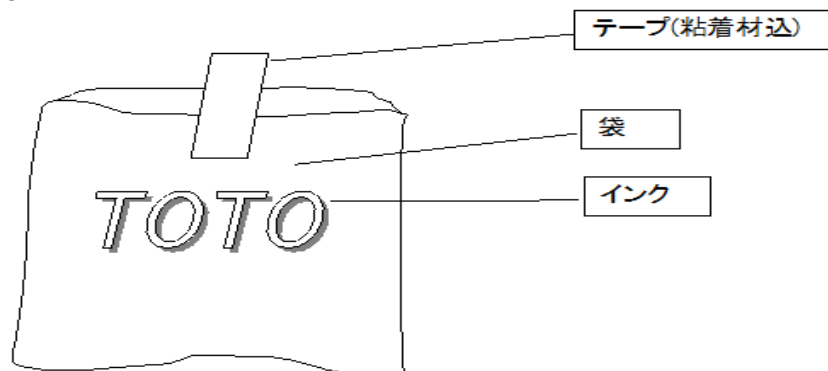
【事例その1】外装箱まわり

構成部位:ダンボール、インク、テープ、ラベル、ステープル、PPバンド



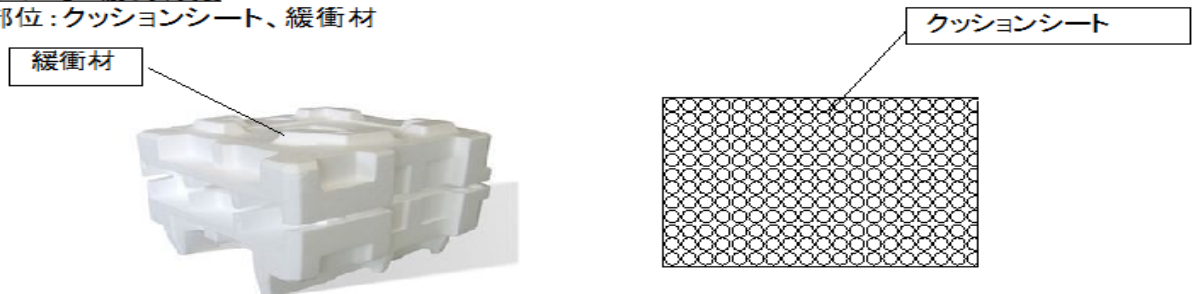
【事例その2】袋類

構成部位:袋、インク、テープ



【事例その3】緩衝材類

構成部位:クッションシート、緩衝材



禁止物質及び制限物質の不使用保証書

Ver.5(2025/2/28 改訂5版)

当社はタイプ **A** で提出します。

タイプ[®]

- A：禁止物質
B：禁止物質＋グループⅡ＋Ⅲ＋Ⅳ＋Ⅴ（制限物質全て）
C：禁止物質＋グループⅣ（制限物質（欧州・RoHS対象外部品））
D：禁止物質＋グループⅡ＋Ⅳ（制限物質（包装材・欧州・米国向け））
E：禁止物質＋グループⅡ＋Ⅲ（制限物質（各国RoHS対象部品））
F：禁止物質＋グループⅤ（制限物質（米国））

社名 _____ 社印 _____

住所

責任者

当社は、ＴＯＴＯグループに、直接または第三者を通じて納入する部品等(部品、原材料及び副資材等の付帯部材を含む)に、以下に記載する化学物質について、意図的に添加しない(ただし、法的含有規制値のあるものにあつては、意図的、非意図的を問わず当該規制値未満である)ことを保証します。

なお、保証内容に変更があった場合やTOTOグループが定める禁止物質・制限物質に追加・変更があった場合は、該当する不使用保証書を速やかに再提出します。この保証書は当社およびTOTOグループから保証書記載内容の変更の申し出がない限り、有効とします。

●禁止物質(CAS番号、各物質および物質群は表1参照)

No.	物質名または物質群名	No.	物質名または物質群名
1	クロロフルオロカーボン (CFC)	29	ベンジジン及びその塩 *
2	ハロン	30	クロルビリス
3	四塩化炭素	31	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)又はその塩
4	1,1,1-トリクロロエタン (別名: メチルクロロホルム)	32	パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)
5	ハイドロモルオロカーボン (HBFC)	33	ペンタクロベンゼン (PeCB)
6	ブromoクロメタン	34	α-ヘキサクロシクロヘキサン
7	臭化メチル	35	β-ヘキサクロシクロヘキサン
8	アスベスト類 *	36	γ-ヘキサクロシクロヘキサン (別名: リンデン)
9	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	37	クロルデコン
10	PCN (ポリ塩化ナフタレン)(塩素数が2以上の物)	38	ポリ臭化ビフェニル (PBB)
11	ヘキサクロベンゼン(HCB)	39	テトラブromोजフェニルエーテル(tetraBDE)
12	アルドリッ	40	ペンタブromोजフェニルエーテル(pentaBDE)
13	ディルドリッ	41	ヘキサブromोजフェニルエーテル
14	エンドリッ	42	ヘプタブromोजフェニルエーテル
15	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (DDT)	43	エンドスルファン (別名: ペンソエピン)
16	クロルデン類	44	ヘキサブromoshクロドデカン (HBCDD)
17	トリブチルスズ化合物	45	α,β,γ,δ,ε,ζ,η,θ,ι,κ,λ,μ,ν,ξ,ο,π,ρ,σ,τ,υ,φ,χ,ψ,ω又はその塩若しくはその塩類(PCP)
18	フェニレンジアミン類	46	短鎖型塩化パラフィン(C10~C13) (SCCPs) *
19	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	47	デカブromोजフェニルエーテル(decaBDE)
20	トキサフェン	48	ペルフルオロオクタナ酸 (PFOA) とその塩
21	マイレックス	49	PFOA関連物質
22	ケルセン (別名: ジコホル)	50	ポリ塩化テルフェニル (PCT) *
23	ヘキサクロブタジエン(HCBD)	51	4エチル鉛
24	2-(2H-1,2,3-ヘンゾ「D」イミダゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	52	4メチル鉛
25	ビス(クロロメチル)エーテル *	53	トリス (2,3-ジブromobロビル) = ホスファート
26	4-アミノビフェニル(別名4-アミノジフェニル) * 及びその塩 *	54	水銀及び水銀化合物
27	β-ナフチルアミン及びその塩 *	55	ハイドロクロフルオロカーボン (HCFC)
28	4-ニトロビフェニル(別名4-ニトロジフェニル)及びその塩	56	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及びPFHxS関連物質

[illegible]

TOTOグループの禁止物質、制限物質は、国際条約（POPs条約、PIC条約、モントリオール議定書、水俣条約等）、代表的な各国法令（欧州REACH規則・RoHS指令・包装材指令、日本建築基準法・安衛法等）に基づき定めています。物質名の後に（*）のあるものは、これらの条約・法令等で法的含有規制値が定められている物質です。

対象部品

部品名	品番	部品名	品番

以上

禁止物質及び制限物質の不使用保証書

Ver.5(2025/2/28 改訂5版)

当社はタイプ B で提出します。

タイプ

A：禁止物質	社名	社印
B：禁止物質＋グループⅡ＋Ⅲ＋Ⅳ＋Ⅴ（制限物質全て）		
C：禁止物質＋グループⅣ（制限物質（欧州・RoHS対象外部品））		
D：禁止物質＋グループⅡ＋Ⅳ（制限物質（包装材・欧州・米国向け））	住所	
E：禁止物質＋グループⅡ＋Ⅲ（制限物質（各国RoHS対象部品））		
F：禁止物質＋グループⅤ（制限物質（米国））	責任者	

当社は、TOTOグループに、直接または第三者を通じて納入する下記の部品等(部品、原材料及び副資材等の付帯部材を含む)に、以下に記載する化学物質について、意図的に添加しない(ただし、法的含有規制値のあるものにあつては、意図的、非意図的を問わず当該規制値未満である)ことを保証します。

なお、保証内容に変更があった場合やTOTOグループが定める禁止物質・制限物質に追加・変更があった場合は、該当する不使用保証書を速やかに再提出します。この保証書は当社およびTOTOグループから保証書記載内容の変更の申し出がない限り、有効とします。

●禁止物質(CAS番号、各物質および物質群は表1参照)

No.	物質名または物質群名	No.	物質名または物質群名
1	クロロフルオロカーボン (CFC)	29	ベンジジン及びその塩 *
2	ハロン	30	クロルビリス
3	四塩化炭素	31	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)又はその塩
4	1,1,1-トリクロロエタン (別名：メチルクロロホルム)	32	パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)
5	ハイドロブロモフルオロカーボン (HBFC)	33	ペンタクロロベンゼン(PeCB)
6	ブロモクロロメタン	34	α-ヘキサクロロシクロヘキサン
7	臭化メチル	35	β-ヘキサクロロシクロヘキサン
8	アスベスト類 *	36	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名：リンデン)
9	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	37	クロルデコン
10	PCN (ポリ塩化ナフタレン)(塩素数が2以上の物)	38	ポリ臭化ビフェニル (PBB)
11	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	39	テトラブロモジフェニルエーテル(tetraBDE)
12	アルドリノ	40	ペンタブロモジフェニルエーテル(pentaBDE)
13	デルドリノ	41	ヘキサブロモジフェニルエーテル
14	エンドリン	42	ヘプタブロモジフェニルエーテル
15	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (DDT)	43	エンドスルファン (別名：ベンゾエピン)
16	クロルデン類	44	ヘキサブロモシクロデカン (HBCD)
17	トリブチルスズ化合物	45	ペントクロロフェノール又はその塩若しくはエステル(PCP)
18	フェニレンジアミン類	46	短鎖型塩化パラフィン(C10～C13) (SCCPs) *
19	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	47	デカブロモジフェニルエーテル(decaBDE)
20	トキサフェン	48	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA) とその塩
21	マイレックス	49	PFOA関連物質
22	ケルセン (別名：ジコホル)	50	ポリ塩化テルフェニル (PCT) *
23	ヘキサクロロブタジエン(HCBd)	51	4エチル鉛
24	2-(2H-1,2,3-ヘキサジフルオロ-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	52	4メチル鉛
25	ビス(クロロメチル)エーテル *	53	トリス (2,3-ジブromopropyl) =ホスファート
26	4-アミノビフェニル(別名4-アミノジフェニル) * 及びその塩 *	54	水銀及び水銀化合物
27	β-ナフチルアミン及びその塩 *	55	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)
28	4-ニトロビフェニル(別名4-ニトロジフェニル)及びその塩	56	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及びPFHxS関連物質

●制限物質 (CAS番号、各物質および物質群は表2参照)

グループ	No.	物質名または物質群名	規制名(規制単位)	規制値
Ⅱ	1	水銀及びその化合物 *	・RoHS (均質材料) ・包装材 (包装材単位)	RoHS: 1000ppm未満
	2	鉛及びその化合物 *		RoHS: 1000ppm未満
	3	カドミウム及びその化合物 *		RoHS: 100ppm未満
	4	六価クロム化合物 *		RoHS: 1000ppm未満
Ⅲ	5	PBB類 (ポリブロモビフェニル) *	・RoHS (均質材料)	RoHS: 1000ppm未満
	6	PBDE類 (ポリブロモジフェニルエーテル) *		RoHS: 1000ppm未満
Ⅳ	7	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP) *	・REACH ANNEX17 ・フランス鉱物油規制	No7～10の1種類または任意の組み合わせで1000ppm未満
	8	フタル酸ブチルベンジル(BBP) *		
	9	フタル酸ジブチル(DBP) *		
	10	フタル酸ジイソブチル(DIBP) *		
	12	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類) *		50ppm未満
	13	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料 *		特定アミンとして30ppm未満
	14	モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン		意図的添加禁止
	15	モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン		意図的添加禁止
	16	モノメチル-ジブromo-ジフェニルメタン(DBBT)		意図的添加禁止
	17	ジブチルスズ化合物(DBT) *		1000ppm未満
	18	ジオクチルスズ化合物(DOT) *		1000ppm未満
	19	3置換有機スズ化合物 *		1000ppm未満
	20	ジメチルホルムアミド(DMF) *		0.1ppm未満
	21	多環芳香族炭化水素(PAH) *		1ppm未満
	22	フェニル水銀 *		100ppm未満
Ⅴ	23	9から14の炭素原子を含むペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs) *	・TSCA	PFCAs: 25ppb未満 PFCAs関連物質合計: 260ppb未満 インキ中の質量濃度が0.1%未満 または芳香環3～7個の化合物の質量濃度1ppm未満 インキ中の質量濃度が0.1%未満
	24	1～7個の芳香環を含む芳香族炭化水素鉱油 (MOAH)		意図的添加禁止
	25	16～35個の炭素原子を含む飽和した炭化水素鉱油 (MOSH)		
	26	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))		

TOTOグループの禁止物質、制限物質は、国際条約 (POPs条約、PIC条約、モントリオール議定書、水俣条約等)、代表的な各国法令 (欧州REACH規則・RoHS指令・包装材指令、日本建築基準法・安衛法等) に基づき定めています。物質名の後に(＊)のあるものは、これらの条約・法令等で法的含有規制値が定められている物質です。

対象部品

部品名	品番	部品名	品番

以上

禁止物質及び制限物質の不使用保証書

Ver.5(2025/2/28 改訂5版)

当社はタイプ C で提出します。

タイプ

A：禁止物質	社名	社印
B：禁止物質＋グループⅡ＋Ⅲ＋Ⅳ＋Ⅴ（制限物質全て）		
C：禁止物質＋グループⅣ（制限物質（欧州・RoHS対象外部品））	住所	
D：禁止物質＋グループⅡ＋Ⅳ（制限物質（包装材：欧州・米国向け））		
E：禁止物質＋グループⅡ＋Ⅲ（制限物質（各国RoHS対象部品））	責任者	
F：禁止物質＋グループⅤ（制限物質（米国））		

当社は、TOTOグループに、直接または第三者を通じて納入する下記の部品等(部品、原材料及び副資材等の付帯部材を含む)に、以下に記載する化学物質について、意図的に添加しない(ただし、法的含有規制値のあるものにあつては、意図的、非意図的を問わず当該規制値未満である)ことを保証します。

なお、保証内容に変更があった場合やTOTOグループが定める禁止物質・制限物質に追加・変更があった場合は、該当する不使用保証書を速やかに再提出します。この保証書は当社およびTOTOグループから保証書記載内容の変更の申し出がない限り、有効とします。

●禁止物質(CAS番号、各物質および物質群は表1参照)

No.	物質名または物質群名	No.	物質名または物質群名
1	クロロフルオロカーボン (CFC)	29	ベンジジン及びその塩 *
2	ハロン	30	クロルピリホス
3	四塩化炭素	31	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)又はその塩
4	1,1,1-トリクロロエタン (別名：メチルクロロホルム)	32	パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)
5	ハイドロブromoフルオロカーボン (HBFC)	33	ペンタクロロベンゼン(PeCB)
6	ブromoクロロメタン	34	α-ヘキサクロロシクロヘキサン
7	臭化メチル	35	β-ヘキサクロロシクロヘキサン
8	アスベスト類 *	36	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名：リンデン)
9	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	37	クロルデコン
10	PCN (ポリ塩化ナフタレン)(塩素数が2以上の物)	38	ポリ臭化ビフェニル (PBB)
11	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	39	テトラブromoジフェニルエーテル(tetraBDE)
12	アルドリノ	40	ペンタブromoジフェニルエーテル(pentaBDE)
13	ディルドリン	41	ヘキサブromoジフェニルエーテル
14	エンドリン	42	ヘプタブromoジフェニルエーテル
15	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (DDT)	43	エンドスルファン (別名：ベンゾエピン)
16	クロルデン類	44	ヘキサブromoシクロデカン (HBCD)
17	トリブチルスズ化合物	45	α,α'-ジ(4-クロロフェニル)又はその塩若しくは1,1'-ビス(4-クロロフェニル)エタン(PCP)
18	フェニレンジアミン類	46	短鎖型塩化パラフィン(C10～C13) (SCCPs) *
19	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	47	デカブromoジフェニルエーテル(decaBDE)
20	トキサフェン	48	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA) とその塩
21	マイレックス	49	PFOA関連物質
22	ケルセン (別名：ジコホル)	50	ポリ塩化テルフェニル (PCT) *
23	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	51	4-エチル鉛
24	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-4-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	52	4-メチル鉛
25	ビス(クロロメチル)エーテル *	53	トリス (2,3-ジブromoプロピル) =ホスファート
26	4-アミノビフェニル(別名4-アミノジフェニル) * 及びその塩 *	54	水銀及び水銀化合物
27	β-ナフチルアミン及びその塩 *	55	ハイドロフルオロカーボン (HCFC)
28	4-ニトロビフェニル(別名4-ニトロジフェニル)及びその塩	56	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及びPFHxS関連物質

●制限物質 (CAS番号、各物質および物質群は表2参照)

グループ	No.	物質名または物質群名	規制名(規制単位)	規制値
Ⅳ	2	塩化ビニル (PVC) 中の鉛およびその化合物 *	・REACH ANNEX17 ・フランス鉱物油規制	1000ppm未満
	7	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP) *		No7～10の1種類または任意の組み合わせで 1000ppm未満
	8	フタル酸ブチルベンジル(BBP) *		
	9	フタル酸ジブチル(DBP) *		
	10	フタル酸ジイソブチル(DIBP) *		
	12	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類) *		50ppm未満
	13	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料 *		特定アミンとして30ppm未満
	14	モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン		意図的添加禁止
	15	モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン		意図的添加禁止
	16	モノメチル-ジブromo-ジフェニルメタン(DBBT)		意図的添加禁止
	17	ジブチルスズ化合物(DBT) *		1000ppm未満
	18	ジオクチルスズ化合物(DOT) *		1000ppm未満
	19	3置換有機スズ化合物 *		1000ppm未満
	20	ジメチルホルムアミド(DMF) *		0.1ppm未満
	21	多環芳香族炭化水素(PAH) *		1ppm未満
	22	フェニル水銀 *		100ppm未満
	23	9から14の炭素原子を含むペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCA) *		PFCA: 25ppb未満 PFCA: 関連物質合計: 260ppb未満
	24	1～7個の芳香環を含む芳香族炭化水素鉱油 (MOAH)		インキ中の質量濃度が0.1%未満 または芳香環3～7個の化合物の質量濃度1ppm未満
	25	16～35個の炭素原子を含む飽和した炭化水素鉱油 (MOSH)		インキ中の質量濃度が0.1%未満

TOTOグループの禁止物質、制限物質は、国際条約（POPs条約、PIC条約、モントリオール議定書、水俣条約等）、代表的な各国法令（欧州REACH規則・RoHS指令・包装材指令、日本建築基準法・安衛法等）に基づき定めています。物質名の後に(＊)のあるものは、これらの条約・法令等で法的含有規制値が定められている物質です。

対象部品

部品名	品番	部品名	品番

禁止物質及び制限物質の不使用保証書

Ver.5(2025/2/28 改訂5版)

当社はタイプ D で提出します。

タイプ

A：禁止物質	社名	社印
B：禁止物質＋グループⅡ＋Ⅲ＋Ⅳ＋Ⅴ（制限物質全て）		
C：禁止物質＋グループⅣ（制限物質（欧州・RoHS対象外部品））	住所	
D：禁止物質＋グループⅡ＋Ⅳ（制限物質（包装材：欧州・米国向け））		
E：禁止物質＋グループⅡ＋Ⅲ（制限物質（各国RoHS対象部品））	責任者	
F：禁止物質＋グループⅤ（制限物質（米国））		

当社は、TOTOグループに、直接または第三者を通じて納入する下記の部品等(部品、原材料及び副資材等の付帯部材を含む)に、以下に記載する化学物質について、意図的に添加しない(ただし、法的含有規制値のあるものにあつては、意図的、非意図的を問わず当該規制値未満である)ことを保証します。

なお、保証内容に変更があった場合やTOTOグループが定める禁止物質・制限物質に追加・変更があった場合は、該当する不使用保証書を速やかに再提出します。この保証書は当社およびTOTOグループから保証書記載内容の変更の申し出がない限り、有効とします。

●禁止物質(CAS番号、各物質および物質群は表1参照)

No.	物質名または物質群名	No.	物質名または物質群名
1	クロロフルオロカーボン (CFC)	29	ベンジン及びその塩 *
2	ハロン	30	クロルピリホス
3	四塩化炭素	31	パーフルオロオクタンルホン酸(PFOS)又はその塩
4	1,1,1-トリクロロエタン (別名：メチルクロロホルム)	32	パーフルオロオクタンルホン酸フルオリド(PFOSF)
5	ハイドロブロモフルオロカーボン (HBFC)	33	ペンタクロロベンゼン(PeCB)
6	ブロモクロロメタン	34	α-ヘキサクロロシクロヘキサン
7	臭化メチル	35	β-ヘキサクロロシクロヘキサン
8	アスベスト類 *	36	γ-ヘキサクロロシクロヘキサン (別名：リンデン)
9	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	37	クロルデコン
10	PCN (ポリ塩化ナフタレン)(塩素数が2以上の物)	38	ポリ臭化ビフェニル (PBB)
11	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	39	テトラブロモジフェニルエーテル(tetraBDE)
12	アルドリン	40	ペンタブロモジフェニルエーテル(pentaBDE)
13	ディルドリン	41	ヘキサブロモジフェニルエーテル
14	エンドリン	42	ヘプタブロモジフェニルエーテル
15	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (DDT)	43	エンドスルファン (別名：ベンゾエピン)
16	クロルデン類	44	ヘキサブロモシクロデカン (HBCD)
17	トリブチルスズ化合物	45	α-ナフタレン又はその塩若しくはエステル(PCP)
18	フェニレンジアミン類	46	短鎖型塩化パラフィン(C10～C13) (SCCPs) *
19	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	47	デカブロモジフェニルエーテル(decaBDE)
20	トキサフェン	48	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩
21	マイレックス	49	PFOA関連物質
22	ケルセン (別名：ジコホル)	50	ポリ塩化テルフェニル (PCT) *
23	ヘキサクロロブタジエン(HCBD)	51	4エチル鉛
24	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾ-4,6-ジ-tert-ブチルフェニル)	52	4メチル鉛
25	ビス(クロロメチル)エーテル *	53	トリス (2,3-ジブromopropyl) =ホスファート
26	4-アミノビフェニル(別名4-アミノジフェニル) * 及びその塩 *	54	水銀及び水銀化合物
27	β-ナフチルアミン及びその塩 *	55	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)
28	4-ニトロビフェニル(別名4-ニトロジフェニル)及びその塩	56	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及びPFHxS関連物質

●制限物質 (CAS番号、各物質および物質群は表2参照)

グループ	No.	物質名または物質群名	規制名(規制単位)	規制値
Ⅱ	1	水銀及びその化合物 *	・RoHS (均質材料) ・包装材 (包装材単位)	包装材 No.1～4の合計で 100ppm未満
	2	鉛及びその化合物 *		
	3	カドミウム及びその化合物 *		
	4	六価クロム化合物 *		
Ⅳ	7	フタル酸ビス (2-エチルヘキシル) (DEHP) *	・REACH ANNEX17 ・フランス鉱物油規制	No7～10の1種類または任意の組み合わせで 1000ppm未満
	8	フタル酸ブチルベンジル(BBP) *		
	9	フタル酸ジブチル(DBP) *		
	10	フタル酸ジイソブチル(DIBP) *		
	12	ポリ塩化ターフェニル類(PCT類) *		
	13	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料 *		
	14	モノメチル-テトラクロロ-ジフェニルメタン		
	15	モノメチル-ジクロロ-ジフェニルメタン		
	16	モノメチル-ジブrom-ジフェニルメタン(DBBT)		
	17	ジブチルスズ化合物(DBT) *		
	18	ジオクチルスズ化合物(DOT) *		
	19	3置換有機スズ化合物 *		
	20	ジメチルホルムアミド(DMF) *		
	21	多環芳香族炭化水素(PAH) *		
	22	フェニル水銀 *		
Ⅴ	23	9から14の炭素原子を含むペルフルオロカルボン酸(C9-C14 PFCAs) *	・TSCA	意図的添加禁止
	24	1～7個の芳香環を含む芳香族炭化水素鉱油 (MOAH)		
	25	16～35個の炭素原子を含む飽和した炭化水素鉱油 (MOSH)		
	26	リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))		

TOTOグループの禁止物質、制限物質は、国際条約 (POPs条約、PIC条約、モントリオール議定書、水俣条約等)、代表的な各国法令 (欧州REACH規則・RoHS指令・包装材指令、日本建築基準法・安衛法等) に基づき定めています。物質名の後に(*)のあるものは、これらの条約・法令等で法的含有規制値が定められている物質です。

対象部品

部品名	品番	部品名	品番

禁止物質及び制限物質の不使用保証書

Ver.5(2025/2/28 改訂5版)

当社はタイプ **E** で提出します。

タイプ[®]

- A：禁止物質
B：禁止物質＋グループⅡ＋Ⅲ＋Ⅳ＋Ⅴ（制限物質全て）
C：禁止物質＋グループⅣ（制限物質（欧州・RoHS対象外部品））
D：禁止物質＋グループⅡ＋Ⅳ（制限物質（包装材：欧州・米国向け））
E：禁止物質＋グループⅡ＋Ⅲ（制限物質（各国RoHS対象部品））
F：禁止物質＋グループⅤ（制限物質（米国））

社名 社印

住所

責任者

当社は、ＴＯＴＯグループに、直接または第三者を通じて納入する下記の部品等(部品、原材料及び副資材等の付帯部材を含む)に、以下に記載する化学物質について、意図的に添加しない(ただし、法的含有規制値のあるものにあつては、意図的、非意図的を問わず当該規制値未満である)ことを保証します。

なお、保証内容に変更があった場合やTOTOグループが定める禁止物質・制限物質に追加・変更があった場合は、該当する不使用保証書を速やかに再提出します。この保証書は当社およびTOTOグループから保証書記載内容の変更の申し出がない限り、有効とします。

●禁止物質(CAS番号、各物質および物質群は表1参照)

No.	物質名または物質群名	No.	物質名または物質群名
1	クロロフルオロカーボン (CFC)	29	ベンジジン及びその塩 *
2	ハロン	30	クロルピリホス
3	四塩化炭素	31	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)又はその塩
4	1,1,1-トリクロロエタン (別名: メチルクロロホルム)	32	パーフルオロオクタンスルホン酸フルオリド(PFOSF)
5	ハイドロブロムフルオロカーボン (HBFC)	33	ペントクロロベンゼン (PeCB)
6	ブロモクロロメタン	34	α-ヘキサクロロシクロヘキサゲン
7	臭化メチル	35	β-ヘキサクロロシクロヘキサゲン
8	アスベスト類 *	36	γ-ヘキサクロロシクロヘキサゲン (別名: リンデン)
9	PCB (ポリ塩化ビフェニル)	37	クロルデコン
10	PCN (ポリ塩化ナフタレン)(塩素数が2以上の物)	38	ポリ臭化ビフェニル (PBB)
11	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	39	テトラブromoジフェニルエーテル(tetraBDE)
12	アルドリン	40	ペンタブromoジフェニルエーテル(pentaBDE)
13	ディルドリン	41	ヘキサブromoジフェニルエーテル
14	エンドリン	42	ヘptaブromoジフェニルエーテル
15	1, 1, 1-トリクロロ-2, 2-ビス(4-クロロフェニル)エタン (DDT)	43	エンドスルファン (別名: ヘンソエピン)
16	クロルデン類	44	ヘキサブromoシクロドデカン (HBCDD)
17	トリブチルスズ化合物	45	α'-ナタロフェノール又はその塩若しくはその塩(PCP)
18	フェニレンジアミン類	46	短鎖型塩化パラフィン(C10~C13) (SCCPs) *
19	2,4,6-トリ-tert-ブチルフェノール	47	デカブromoジフェニルエーテル(decaBDE)
20	トキサフェン	48	ペルフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩
21	マイレックス	49	PFOA関連物質
22	ケルゼン (別名: ジコホル)	50	ポリ塩化テルフェニル (PCT) *
23	ヘキサクロロブタジエン(HCBDD)	51	4-エチル鉛
24	2-(2H-1,2,3-ヘンゾ[1,2-b:4,5-b']ジフェニル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	52	4-メチル鉛
25	ビス(クロロメチル)エーテル *	53	トリス (2,3-ジブromoプロピル) = ホスファート
26	4-アミノビフェニル(別名4-アミノジフェニル) * 及びその塩 *	54	水銀及び水銀化合物
27	β-ナフチルアミン及びその塩 *	55	ハイドロクロロフルオロカーボン (HCFC)
28	4-ニトロビフェニル(別名4-ニトロジフェニル)及びその塩	56	ペルフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS) とその塩及びPFHxS関連物質

●制限物質（CAS番号、各物質および物質群は表2参照）

[illegible]

TOTOグループの禁止物質、制限物質は、国際条約（POPs条約、PIC条約、モントリオール議定書、水俣条約等）、代表的な各国法令（欧州REACH規則・RoHS指令・包装材指令、日本建築基準法、安衛法等）に基づき定めています。物質名の傍に（*）のあるものは、これらの条約・法令等で法的含有規制値が定められている物質です。

対象部品

部品名	品番	部品名	品番

以上

西暦 年 月 日

御中

社印

社 名:

住 所:

責任者:

ホルムアルデヒド☆☆☆☆適合申請書

当社は、TOTOグループに、直接または第三者を通じて納入する部品、原材料、副資材について、ホルムアルデヒド☆☆☆☆適合状況を次のとおり申請します。

TOTOへの納入品番	
名 称	

部品名	建材種	ホルムアルデヒド発散区分	
		認定の種類	認定番号※1
(例 1)補強板	化粧合板	JAS	JPIC-PW16

※1 認定番号を証明できる認定書の写しを別途添付すること。
また認定機関の試験番号ではなく、対象部品の認定番号を記載すること。

以上

西暦 年 月 日

御中

社印

社 名:

住 所:

責任者:

4VOC基準適合(木質建材)申請書

当社は、TOTOグループに、直接または第三者を通じて納入する部品、原材料、副資材について、4VOC基準適合状況を次のとおり申請します。

TOTOへの納入品番	
名 称	

部品名	主材料	4VOC放散性能	
		適合根拠の種類	登録番号等※1
(例 1)補強板	化粧合板	日本建材・住宅設備産業協会登録 番号	KV-000016

※1 登録番号を証明できる認定書の写しを別途添付すること

以上

(様式3)

類型	単位	構成部材	根拠(いずれかひとつ)
化粧板	個別評価	化粧シート	印刷工業会登録番号
			不使用保証書かつSDS
			JIS A1902-1 に基づく VOC 放散試験報告書
		接着剤	日本接着剤工業会登録番号
			JIS A1902-2 に基づく VOC 放散試験報告書
		基材	日本繊維板工業会登録番号
			(一社)日本建材・住宅設備産業協会 化粧板からの VOC 放散に関する表示規定 (参考様式 3)基材に関する確認表 参照書類
			JIS A1902-1 に基づく VOC 放散試験報告書
	全体評価	化粧シート+接着剤+基材	日本繊維板工業会登録番号
			(一社)日本建材・住宅設備産業協会登録番号
			(一社)日本特殊加工化粧板協議会登録番号
			全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会登録番号
			日本集成材工業協同組合登録番号
			JIS A1902-1 に基づく VOC 放散試験報告書
塗装板	個別評価	塗料	不使用保証書かつSDSまたは成分表(配合表)
			JIS A1902-3 に基づく VOC 放散試験報告書
		基材	日本繊維板工業会登録番号
			(一社)日本建材・住宅設備産業協会 化粧板からの VOC 放散に関する表示規定 (参考様式 3)基材に関する確認表 参照書類
			JIS A1902-1 に基づく VOC 放散試験報告書
	全体評価	塗料+基材	日本繊維板工業会登録番号
			(一社)日本建材・住宅設備産業協会登録番号
			(一社)日本特殊加工化粧板協議会登録番号
			全国天然木化粧合単板工業協同組合連合会登録番号
			JIS A1902-1 に基づく VOC 放散試験報告書
			日本集成材工業協同組合登録番号

※参考:「4VOC放散速度が基準値以下である」ことが確認された資材一覧

http://www.kensankyo.org/kankyo/4voc/kihonteki_191216.pdf (別記1参照)

※対象VOCの放散速度基準値が改定された場合は、各登録について新基準値に対応した登録番号等への移行が完了したことを登録証等で確認すること。

出典:住宅部品VOC表示ガイドラインの解説

別表1. 住宅部品VOC表示ガイドラインに基づく化粧板の根拠付け整理表/建産協等